平成２５年（フ）第６７６号
兵庫県西宮市樋ノ口町１丁目１番３―301号、前住所兵庫県尼崎市西昆陽２丁目６番12―204号
債務者　平野　健一
1　決定年月日時　平成25年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第５９号
兵庫県淡路市郡家250番地12、前住所大阪市此花区高見１丁目３番32―802号
債務者　正面　　茂
1　決定年月日時　平成25年12月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２５年（フ）第９８１号
広島市佐伯区屋代３丁目24番11―３―201号
債務者　松田　千晴
1　決定年月日時　平成25年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０６７号
広島市中区南千田東町４番37―302号
債務者　武永登喜枝
1　決定年月日時　平成25年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１８５号
秋田県男鹿市船川港船川字外ケ沢93番地
債務者　清水　直人
1　決定年月日時　平成25年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１３６４号
埼玉県北足立郡伊奈町大字小針新宿469番地５
債務者　菅原秀勇紀
1　決定年月日時　平成25年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第６０４号
埼玉県所沢市御幸町13番４―402号　シンセカンドビル、前住所埼玉県所沢市御幸町１番16―1007号　所沢スカイライズタワー
債務者　小林　澄子
1　決定年月日時　平成25年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第６０５号
埼玉県所沢市御幸町13番４―402号　シンセカンドビル、前住所埼玉県所沢市御幸町１番16―1007号　所沢スカイライズタワー
債務者　小林　文雄
1　決定年月日時　平成25年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第４３０号
石川県河北郡津幡町字太田ム99番地４　フローラⅠ205号、従前の住所石川県河北郡津幡町字緑が丘４丁目59番地、従前々の住所富山県小矢部市観音町３番11号
債務者　松本美智代
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第４３４号
金沢市平和町２丁目５番12号　県営住宅12棟504号、従前の住所金沢市三口新町１丁目21番８号、従前々の住所金沢市土清水１丁目405番地
債務者　勝元　新平
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第４３５号
金沢市平和町２丁目５番12号　県営住宅12棟504号、従前の住所金沢市三口新町１丁目21番８号、従前々の住所金沢市土清水１丁目405番地
債務者　勝元　**幸**子
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第９７号
長野県諏訪市小和田南10番４号
債務者　柴田　洋子
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２５年（フ）第９９号
岐阜県可児市中恵土2246番地２、前住所岐阜県可児市川合33番地　フロムＡカイト202
債務者　藤井　茂男
1　決定年月日時　平成25年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２５年（フ）第１８１６号
愛知県清須市西枇杷島町片町38番地１　レオパレス下小田井第２・105
債務者　増子　由香
1　決定年月日時　平成25年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６６６号
兵庫県芦屋市若葉町７番１―532号
債務者　堀江　真姫
1　決定年月日時　平成25年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第６８０号
兵庫県西宮市今津曙町５番11―101号
債務者　小間　一也
1　決定年月日時　平成25年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第１６５号
鳥取県鳥取市相生町４丁目301番地13
債務者　山口　光彦
1　決定年月日時　平成25年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
鳥取地方裁判所民事部